



2023年5月16日

各 位

会 社 名 株式会社関西フードマーケット  
代表者名 代表取締役社長 林 克弘  
証券コー 9919(東証スタンダード)  
問合せ先 取 締 役 渡邊 学  
TEL 072 - 744 - 5701 (代表)  
URL <https://www.kansai-foodmarket.co.jp/>

## 支配株主等に関する事項について

### 1. 親会社等の商号等

(2023年3月31日現在)

親会社等	属 性	議決権所有割合			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	親会社	64.08%		64.08%	東京証券取引所 プライム市場

### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、その他の上場会社と親会社等との関係

親会社等との取引関係や人的・資本関係

当社の親会社であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社は、関西エリアを中心に、百貨店、食品スーパー、商業施設、専門店やコンビニエンスストアなどを展開する企業グループを統括する持株会社であります。

当社は、2021年12月、同社並びに同社の子会社（現在は当社の子会社）であるイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの経営統合により同社の子会社となりました。また、2023年4月、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスは合併し、存続会社である株式会社阪急オアシスの商号をイズミヤ・阪急オアシス株式会社に商号変更いたしました。当社は、食品スーパーを運営する株式会社関西スーパーマーケット及びイズミヤ・阪急オアシス株式会社の持株会社であり、エイチ・ツー・オー リテイリンググループにおける食品事業の中核会社として、経営上の独立性を保ちながら同社及び同社グループ会社（当社及び当社子会社を除く。以下同じ。）との連携・結束を高めつつ、企業価値の向上に努めております。

当社は、同社との間で資金の借入及びグループ運営負担金の支払い等の取引関係があります。また、当社の子会社と同社及び同社グループ会社との間には不動産の賃貸借、資金の貸借、情報システムの賃借、業務の受委託及び商品の仕入等の取引があります。

当社取締役（監査等委員である取締役を含む）9名のうち6名が、同社及び同社グループ会社で兼務しております。また、業務体制の強化のため、同社及び同社グループ会社より12名の社員を受け入れております。

( 役員の兼務状況 )

役職	氏 名	親会社等又はそのグループ 企業での役職	就任理由
代表取締役社長	林 克弘	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 代表取締役社長	親会社グループの食品 事業の責任者としての 経験、見識等を活かし て当社の企業価値向上 を図るため。
取締役	福谷 耕治	株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役	株式会社関西スーパー マーケットの代表取締 役社長であり、その経 験、見識等を活かし て当社の企業価値向上を 図るため。
取締役	梅本 友之	株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役専務執行役員 カナート株式会社 取締役	イズミヤ・阪急オアシ ス株式会社の専務取締 役であり、その経験、 見識等を活かし て当社の 企業価値向上を図る ため。
取締役	永田 靖人	株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役専務執行役員	イズミヤ・阪急オアシ ス株式会社の専務取締 役であり、その経験、 見識等を活かし て当社の 企業価値向上を図る ため。
取締役	渡邊 学	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 常務執行役員	経営管理に関する豊富 な実務経験を活かし て当社の企業価値向上を 図るため。
取締役監査等委員	小西 敏允	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役常勤監査等委員 株式会社阪急阪神百貨店 監査役 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 監査役	財務及び会計に関する 知見及び経験、見識等 を活かし て当社の監査 機能の実効性を強化す るため。

親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的資本関係などから受ける経営・事業活動への影響等  
当社グループは一般消費者が主要顧客であり、親会社等からの事業上の制約やリスクはありません。  
当社は、親会社等との連携・結束を強めていくことにより、関西商圏におけるマーケットシェアの拡大を、より効率的・効果的に進めていくことができると考えております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

定時株主総会後に提出する有価証券報告書の「関連当事者情報」において開示します。

4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主との間で取引を行う場合につきましては、第三者と同等の取引条件により行い、少数株主に不利益を与えないように対応することを基本方針としております。

なお、取締役との競業取引及び利益相反取引については、事前に監査等委員会の承認がなされた後に、取締役会で決議することとし、また当社が、支配株主と少数株主の利益が相反する重要な取引や行為を行う場合には、独立社外取締役等で構成する特別委員会での審議を経たうえで、取締役会で決議することとしております。

以 上